

平成28年・第5回西海市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成28年5月25日(水) 午後2時00分～午後4時00分
2. 場 所 大瀬戸コミュニティーセンター
3. 委員定数 条例定数31人 現委員数31人
4. 出席委員 (31名)

| | | | | | |
|------|-----|-------|-----|-------|-----------|
| 会 長 | 1番 | 岩崎信一郎 | | | |
| 会長代理 | 2番 | 麻生 克典 | | | |
| 委 員 | 3番 | 岸本 六郎 | 4番 | 浦口 大輔 | 5番 今村 和人 |
| | 6番 | 岳野 一敏 | 7番 | 太田 尚臣 | 8番 山口 美幸 |
| | 9番 | 郡 勝壽 | 10番 | 辻尾 政幸 | 11番 松本千代治 |
| | 12番 | 竹尾 久人 | 13番 | 高野 和美 | 14番 山口 孝生 |
| | 15番 | 木本 安仁 | 16番 | 山下 裕史 | 17番 内海 輝次 |
| | 18番 | 辻山 保美 | 19番 | 辻 良人 | 20番 山脇 初良 |
| | 21番 | 澤田 馨 | 22番 | 牛水 司 | 23番 宮原 信明 |
| | 24番 | 熊野 三次 | 25番 | 朝長 久夫 | 26番 山添 満之 |
| | 27番 | 平野 安雄 | 28番 | 福田 務 | 29番 大久保和博 |
| | 30番 | 井田 初美 | 31番 | 田中 初治 | |

5. 欠席委員 (0名)

6. 議 事

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 議案第19号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第20号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第21号 | 農地利用集積計画の決定について |
| 議案第22号 | 農地中間管理事業利用配分計画(案)に関する意見について |

7. 事務局 事務局長：中村 正且 局長補佐：神浦 真吾 主査：山口 智貴

8. 会議の概要

事務局 只今から平成28年第5回西海市農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は在任委員31名中、31名で全員出席でございます。
過半数の出席ですので総会は成立いたします。

本日は総会の審議終了後に西海農業振興地域整備計画の全体見直しについてを農林課から、農地利用状況調査について事務局から説明を予定しておりますので、しばらく時間をいただきたいと思います。それではただ今から審議に入ります。西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになってお

いため譲り受け人が耕作するということでした。現況につきましては耕作されておらず荒地の状況でございます。ほかに特に影響はないと思われますのでよろしくご審議をお願いいたします。

議 長 　ただ今、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番について説明がありました。

　これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

事務局 　補足ですが、譲り受け人は水稻を2反、畑を4反ほど耕作しており、今回の申請地はちょっと遠距離になるけど通農するとの事でした。

議 長 　事務局からの説明ですが、よろしいでしょうか。

　ほかに意見等ありませんか。

《なしの声あり》

議 長 　ないようでしたら、本案について申請どおり許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 　「異議なし」と認めます。

　よって、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番について、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 　次に議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」の2番について説明をお願いします。

事務局 　次に「2番」について説明します。資料は7頁です。「2番」の所在地・地番が西海町[REDACTED]、地目・畑、現況・普通畑、地積・119㎡、同所の[REDACTED]、地目・畑、現況・普通畑、地積・466㎡、計2筆・585㎡の申請となっています。譲り渡し人・譲り受け人に関する事項、譲り受け人の農機具の保有状況等については議案書記載のとおりです。申請事由としまして「譲り渡し人による耕作管理が困難なため、譲り受け人に対し所有権移転の申し出があり、譲り受けるもの。」というものです。権利種別は所有権移転「売買」となっています。

　農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。

　関係資料は8頁から12頁までで、8頁に位置図、9頁に付近状況図を添付しております。申請地から10km程度離れた[REDACTED]郷に譲り受け人の自宅があり、車で20分くらいです。10頁は字図で黄色に塗られた2箇所・2筆が申

請地です。11・12頁はそれぞれの現況写真となっています。譲り受け後は果樹園として利用したいということです。

事務局からの説明は以上です。

議 長 補足説明を地区担当委員お願いします。

18番 譲り渡し人は愛知県在住ということで直接連絡は取れておりませんが、代理人と話が出来ました。譲り受け人には23日の夜に電話をし、地元の■■■地区とのつながりについて聞いたところ関係はないとのことでした。譲り受けの経緯としては、譲り渡し人からお願いをされたためとのことでした。■■■地区については以前、家屋の解体か何かで仕事をしたことがあり、そのときに知ったとの事でした。現地は今朝方確認してきました。狭い方は柿の木と梅の木が植樹されており、もう一方は果樹園だったのか切り株が残っておりました。譲り受け人には回りに迷惑がかからないように草刈等の保全管理はしてくださいと指導はしました。特に問題はないと思われます。ご審議のほうよろしくお願ひします。

議 長 ただ今議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」の2番について説明がありましたが、みなさんからご意見等ございませんか。

議 長 よろしいですか。

朝長委員 申請人は若い方ですが、もっと良い場所を紹介していただければと思います。

議 長 補足説明のとおりではないでしょうか。

辻山委員 確かに良い土地ではありません。たぶん親御さんが薦めたのではないかと思います。

議 長 ほかにありませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」の2番につきましても申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」「1番」を説明いたします。資料は13頁です。ここで資料の修正をお願いします。「賃貸人」→「譲渡人」、「賃借人」→「譲受人」、「移転の事由」の内容を「太陽光発電施設設備設置のため。(計画期間20年間の賃貸借権の設定申請)」から「太陽光発電設備設置のため。(28年7月頃 20年間の地上権設定を予定)」に、そして「権利内容」の内容「賃貸借権」から「地上権」に修正してください。詳細はお配りした資料を参照ください。

説明にはいります。本件は平成28年2月総会において農用地区域除外手続きをおこなった案件の申請となります。所在地・地番が西彼町 [REDACTED]、地目・畑、地積・2, 712㎡、利用状況は畑・不耕作地の申請となっています。譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。使用目的は、太陽光発電設備設置のため、20年間の地上権設定となっています。建築面積は600㎡、所用面積は800㎡。権利の内容は地上権設定20年となっています。

関係資料は14頁から19頁までで、14頁に位置図、15頁に付近状況図。16頁に字図をつけています。黄色の箇所が今回の申請地となっています。17頁は現況写真。18頁に利用計画、19頁に被害防除計画書を添付しております。

太陽光発電設備を設置するということでソーラーパネル280枚を設置するとのこと。申請地の造成計画の内容ですが「現状のまま利用する。」近傍農地への被害防除措置の内容または被害の発生を恐れを生じさせない措置とし、構築物の高さ制限1.5m程度とし、周辺農地への被害はないということで地権者との同意を得ているとのこと。申請地について今後耕作の予定はないとのこと。

事務局からの説明は以上です。

議 長 補足説明を地区担当委員お願いします。

11番 今、事務局から説明がありましたように、今年の2月に農用地除外の審議をしていただきました。今回は太陽光パネルを設置するということで、除外申請のときもそういう説明だったと思いますが、具体的に事業を進めるということでの申請となっております。現場は山の頂上で、自然流下で盛り土も切り土もせずそのまま利用するということで、また、近くに農地もありませんのでまわりに影響を及ぼすような場所ではないと思います。そういうことですので、申請の太陽光発電では周囲に全然影響はない場所ですので問題はないと思います。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ただいま議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番について説明がありました。みなさんからご意見を求めたいと思います。何かありませんか。

議 長 確認ですけど、手前の開いたところは山か何かですか。赤い線が今の申請地でしょうから。写真で見る限り事前着工のように見えますが。

11番 除外申請のときに説明したかと思いますが、以前、資材置き場として貸しており、返してもらうときに原状回復するため、土を入れ、馴らしているため事前着工したように見えておりますが、まだ現場は何もされておられません。

議 長 わかりました。
みなさん何かありませんか。よろしいですか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本件につきまして許可することについてご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番については申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」の2番について事務局から説明を求めます。

事務局 「2番」について説明します。資料は20頁です。「2番」の所在地・地番が西彼町■■■■■■■■■■、地目・畑、現況・普通畑・不耕作、地積・722㎡の申請となっております。譲り渡し人・譲り受け人に関する事項については議案書記載のとおりです。申請事由としまして「■■■■■■■■■■施設の職員駐車場不足に伴い申請地を譲り受け、駐車場用地として整備するもの」というもので、隣接地■■■■■■■■■■、原野、11㎡も含めた駐車場整備を計画していて、譲り受け人から譲り渡し人に対し所有権移転（売買）の申し出を行ったというものです。権利種別は所有権移転「売買」となっております。

関係資料は21頁から27頁までで、21頁に位置図、22頁に付近状況図を添付しております。23頁は字図で黄色に塗られた箇所が申請地です。24頁は現況写真。25頁は利用計画図で25台分の駐車場を整備し、進入路を■■■■■■■■■■

■■■■の自己所有地に整備予定です。26頁は造成計画、27頁に被害防除計画書を添付しております。申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う。最高1.93m、最低1.0m。切土を行う最高1.12m、最低0.55m。それに伴う被害防除措置の内容または被害の発生の恐れのない理由としまして、周辺、のり面に防草シートを張り、土砂崩落の防止。近傍農地の日照、通風、耕作等措置被害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由としまして建物等設置しないため、周囲農地に特段被害を及ぼす恐れはない。排水計画ですが、排水設備・側溝を設置し水路に放流を行うとなっています。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を地区担当委員お願いします。

24番 昨日、関係者に立ち会ってもらい現場確認をいたしました。駐車場でこの規模の造成は初めてでした。25ページを見てもらったら分かるように、進入路も15mくらい入れなければいけないかと思いますが、法面が多く、農地の影響としては右側にみかん畑がありますが、駐車場が低くなっていますので影響はないと思います。あと水についてお尋ねしたところ、事務局から説明がありましたように排水溝に流すということと、下の農地が荒地のような状態になっており問題はないと確認いたしました。場所は■■■■の隣に■■■■がありますが、そのすぐ裏側のところです。駐車場には工事費がかかるであろうと感じました。ご審議をお願いします。

議長 ただいま議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」の2番について説明がありました。

みなさんから意見を求めたいと思います。何かご意見等ありませんか。

《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本件につきまして許可することについてご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」の2番については申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に議案第21号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 28頁議案第21号「農用地利用集積計画の決定について」農用地利用集積

計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する。となっています。29頁は農地利用集積計画集計表です。「使用貸借権・賃借権」と「合意解約」と「使用貸借権・賃借権」（県公社借入分）の3つの表が対象となっています。

個人間の設定として「5年」のもの、田・1筆・1,193㎡、「10年」のもの牧草地1筆4,626㎡、計2筆5,819㎡。

合意解約「畑」1筆、3,415㎡

県公社借入「5年」のもの「使用貸借」畑、11筆、6,359㎡、「賃貸借」畑、1筆、1,696㎡、「10年」のもの「賃貸借」畑3筆、3,734㎡の計15筆11,789㎡となっています。

30頁は28年5月受付「利用集積計画について」です。1番・譲り渡し者（貸し手）は■■■■、譲り受け者（借り手）は■■■■、農地の所在地は、西海町■■■■、地目・田、耕作地目・田、面積・1,193㎡、新再区分は新、権利の種類は賃貸借、賃貸料8,000円、支払い方法は現金。期間は5年となっています。

2番・譲り渡し者（貸し手）は■■■■、譲り受け者（借り手）は■■■■、農地の所在地は、西海町■■■■、地目・山林、耕作地目・牧草地、面積・4,626㎡、新再区分は新、権利の種類は賃貸借、賃借料3,800円、支払い方法は振込、期間は10年となっています。31・32頁に借手の農業経営状況を記載しております。

33頁は平成28年5月受付「利用集積計画の合意解約について」です。市農業振興公社と■■■■の「西海町■■■■、畑3,415㎡、理由は利便性が悪く土地の集約化を図るため解約となっています。

34頁は県公社借入分で所有者14件、15筆の11,789㎡について「5年」のもの「使用貸借」畑、11筆、6,359㎡、「賃貸借」畑、1筆、1,696㎡、「10年」のもの「賃貸借」畑3筆、3,734㎡の計15筆11,789㎡となっています。12番・15番の農地は一部の利用となっています。新再区分は「新」で詳細は一覧表のとおりです。

以上事務局からの説明とさせていただきます。

議長 それでは1番について地区担当委員補足説明をお願いします。

29番 譲り受け人（借り手）は私の前に農業委員をされていた方で、地元でも中心となって若い人をまとめて頑張っている方です。譲り受け人（借り手）と話をしたところ、譲り渡し人（貸し手）は小作に出していたところ耕作できない状態になり、隣に農地があるということで相談を受けたそうです。審議のほどよろしくをお願いします。

8 番 借り手は[REDACTED]でも中心的存在で頑張っておられます。仲間の皆さんと路地ビワを栽培されておりまして、今回は更新と言うことで引き続きビワの栽培が出来るようよろしくお願いします。

議 長 それでは12番から15番について補足説明を担当委員をお願いします。

22番 借り手につきましては、先ほど説明したとおりでございますのでよろしくお願いします。

議 長 ただ今議案第22号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」について説明がありました。

意見を求めます。何かご意見等ありませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本件につきまして原案どおり決定することについてご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第22号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）について」は計画どおり配分するという事で決定したいと思います。

議 長 以上をもちまして本日の議案についてはは終了ですが、皆さんのほうから何かありませんか。

ないようでしたら報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局報告事項 《内容省略》

議 長 これをもちまして第5回西海市農業委員会総会を閉じさせていただきます。お疲れ様でした。